北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和38年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。 第4条に次の3項を加える。

- 2 議員(議長及び副議長を除く。)が議会の会議又は北九州市議会委員会条例(昭和51年北九州市条例第47号)第1条の常任委員会、同条例第4条第1項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席したときは、次の各号に掲げる議員の住居から議事堂までの片道の路程の区分に応じ、当該各号に定める額を費用弁償として支給する。
 - (1) 5キロメートル未満 日額1,000円
 - (2) 5キロメートル以上15キロメートル未満 日額2,000円
 - (3) 15キロメートル以上 日額3,000円
- 3 前項の路程は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。
- 4 第2項に規定する費用弁償は、その月分を翌月の議員報酬の支給日に支給する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新	旧
(費用弁償)	(費用弁償)
第4条 略	第4条 略
2 議員(議長及び副議長を除く。)が議会の会議又は北九州市議会委員会条例	
(昭和51年北九州市条例第47号)第1条の常任委員会、同条例第4条第1	
項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席したとき	
は、次の各号に掲げる議員の住居から議事堂までの片道の路程の区分に応じ、	
当該各号に定める額を費用弁償として支給する。	
<u>(1)</u> <u>5キロメートル未満</u> <u>日額1,000円</u>	
(2) 5キロメートル以上15キロメートル未満 日額2,000円	
<u>(3)</u> 15キロメートル以上 日額3,000円	
3 前項の路程は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。	
4 第2項に規定する費用弁償は、その月分を翌月の議員報酬の支給日に支給す	
<u>3.</u>	